

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 7 月 6 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるといものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

居所の不安定、年金以下の収入が無いまま、2 年を経過しようとして、現在に●る。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 4 月 2 1 日	諮問
令和 4 年 6 月 1 7 日	審議（第 6 7 回第 2 部会）
令和 4 年 7 月 2 9 日	審議（第 6 8 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。そして、同条 3 項は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

(2) 保護の申請について

法 2 4 条は、1 項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、2 項において、1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないと定める。そして、同条 3 項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請

があったときは、保護の可否等を決定し、申請者に対して、書面をもってこれを通知しなければならないと定め、4項において、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないと定める。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第6は、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」としている。

また、次官通知第10は、「保護の可否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金については、その実際の受給額を認定することとしている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問4・答には、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」の具体的費目について、生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶

助費等が掲げられ、また、住宅扶助において、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除くとされ（同ウ）、これらは要否判定の対象外となることが示されている。

課長通知第10・問10・答には、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知（課長通知）第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき年金等の額は、保護の開始時に現に所有する年金等の残額によることとしている。

- (6) 「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。以下「運用事例集」という。）問8-2・答は、要否判定の際に用いる収入充当額は、定期的な収入金額（月額）と開始時に現に所持している手持ち金の合計額であるとされている。そして、申請時所持金については、開始時の要否判定時には、所持金（手持ち金）は定期的な収入の推定残高を除く全額が収入充当の対象となるとされ、当該世帯の最低生活費（医療・介護費を除く）の5割までの所持金については、開始時の要否判定時にあらかじめ差し引くものではないとされている。

そして、運用事例集問8-4・答は、年金の推定残額の場合は、支給額（実際に支給された手取りの額）に、支給日から申請日までの経過日数を、30日に月数を乗じて得た数値により除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た数値をもって年金の推定残額としている。

- (7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針とし

て一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件申請時において、現金及び預貯金として362,694円を保有し、年金を受給していることが認められる。

保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定されるものであるところ（1・(3)）、本件処分通知書によれば、請求人の最低生活費は、119,000円であるとされ、収入充当額は、255,275円であるとされている。

このことにつき、法の規定及び保護基準に従って算出したところ、請求人の最低生活費（請求人の場合、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、75歳以上・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）は、111,900円であると認められる。また、運用事例集の算出方法（上記1・(6)）により計算すると、請求人の収入充当額は、申請時の所持金（362,694円）から請求人の年金の推定残高（258,782円）を除いた額103,912円と年金月額146,480円を合計した250,392円であることが認められる。

そうすると、処分庁の算定では一部誤りがあることが認められるものの、正しく計算したとしても、請求人においては、収入充当額（250,392円）が最低生活費（111,900円）を上回っており、保護を実施すべき要件を満たしていないことから、本件申請を認めることはできないこととなる。

したがって、処分庁が、請求人には保護の要件を欠くものとして行った本件処分は、違法又は不当な点があるとまでは認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、居所の不安定等を主張して

いる。

しかしながら、住宅扶助における敷金、契約更新料及び住宅維持費は要否判定の対象外となるとされているところ（1・(5)）、仮に、本件保護申請時において、請求人に敷金や契約更新料が必要であったとしても、これらは要否判定における最低生活費には含めないのであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来